法律は法律を知っている者に味方する

会社を守る法律講座

第8回

訴訟を戦略的に利用する

弁護士　前田　尚一

まえだ・しょういち／1959年1月22日岩見沢市生まれ。北大法学部卒。93年前田尚一法律事務所開設。UHB「のりゆきのトークDE北海道」、STV「どさんこワイド」出演。JR札幌病院倫理委員・臨床研究審査委員。元・北海道大学法科大学院実務家教員

――島田紳助さんが名誉毀損で出版社を提訴しました。いよいよ追い込まれたということですか。

前田　そうは思えません。前回芸能界への復帰作戦の話をしましたが、現在の状況では絶妙のタイミングで訴訟提起したと思います。

――どうしてですか。

前田　不祥事報道をされた場合、特に大手の場合、灰色と言われながらも人々は黒に近い印象を抱きます。まさに有罪の推定です。

10年ほど前、ある市議会議員の依頼で，新聞社に対する名誉毀損事件を担当しました。詳細は、事務所のHPをご覧頂ければと思いますが、新聞に業者との癒着に関する記事が掲載された事案です。この議員は、市民の集まりの場で○○新聞が間違うはずがない。潔白だというのなら証明しろと詰め寄られたそうです。

しかし、本来は事実があったという側に立証責任があるのが通例。実際にあった事実を証明することに比べ、事実がなかったことを証明することは、悪魔の証明と言われるほどとても難しいことです。

――裁判手続の中で、報道された側としては、報道した側が事実を証明できないことが明らかになるので，事実に白黒をつけるということですね。

前田　そればかりではありません。むしろ、絶妙のタイミングと言ったのは今、訴訟提起することにより、報道は誤りだという自信と確固たる姿勢を表明し、世間の心証を白の方向にシフトすることができます。しかも、所属していた会社が一緒に裁判を起こすということになれば、見放されていないことが印象付けられる上、多数の売れっ子タレントを擁するこの会社の業界での影響力は絶大ですから、テレビ局やタレント達もうかつに島田さんが不利になるような発言や行動はできない。まさに「戦略訴訟」という側面が顕著です。

――よいことばかりですね。

前田　そうとも言えません。安易な訴訟提起は自分を苦しめることにもなります。有名人が、公的地位や社会的地位を確保するという面では、状況と作戦次第で有効な手段となる場合があります。しかし、個人的には鉄のような強靭な意思が必要です。「人の噂も75日」といわれますが、多くの場合訴訟が終わる頃には世間は忘れていますが、白黒がつくまでの間、本人の精神的負担はとても大きい。前述の市会議員の案件でも、当時としては高額の賠償額で勝訴しましたが、心労が継続していました。

訴訟を起こす場合は，その戦略としての役割と負担をきちんと検討しなければなりません。

当事務所では、マスコミ対応の組み立てなども含めこの種の案件を取り扱っています。ぜひご相談ください。（☎0120・48・1744）

前田尚一法律事務所　http://www.smaedalaw.com/

HPにて、法的観点から時事問題も解説する無料メールマガジン「本当は怖い法律問題」も登録可能